

下 総 第 3 5 4 号  
令和6年(2024年)3月26日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知  
について

令和5年11月30日付け監査報告第20号により提出のありました出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 豊田総合支所地域政策課 〕

株式会社豊田ふるさとセンター

出資団体（株式会社豊田ふるさとセンター）に関する事項

[指摘事項]

(1) 指定管理業務に関する会議室等の利用について、以下の事項が見受けられた。下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 設置条例第6条において、会議室の利用時間は午前10時からとなっているにもかかわらず、午前9時及び午前9時30分から使用許可をしているものが見受けられた。

イ 指定管理者は、下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市使用許可書において、午前10時から午後5時までの7時間分の会議室の利用を許可していたが、8時間分の利用料金を徴収していた。担当者に確認したところ、「午後6時まで1時間多く利用した。」とのことであった。許可内容を遵守するとともに、適正な利用料金を算定されたい。

ウ 情報コーナーの利用の際に、設置条例第12条第3項の規定によらず利用料金を徴収していた。担当者に確認したところ、「算定根拠を知らず、前例により1日当たり3,000円を徴収していた。」とのことであった。

(改善措置状況)

ア 会議室の使用許可について、申請者に対し利用時間の確認を行い、準備等を含め設置条例第6条に定められた時間内で使用許可を行っている。やむを得ない事由で施設の利用時間以外の使用許可申請があった場合は、設置条例第6条の規定に基づき、あらかじめ利用時間の変更について市長の承認を得た上で、使用許可を行うこととした。

イ 会議室の使用許可申請について、延長するおそれがある場合は、あらかじめその時間を見込んだ利用時間で申請していただくよう、申請時に説明及び確認を行っている。その上で、許可した利用時間に基づいた、適正な利用料金を算定しており、また、算定した利用料金については、複数の職員で確認を行っている。

利用時間について、改めて従業員に周知を行い、利用者に対しては、利用時間が分かるように会議室前に掲示を行い、終了10分前に利用許可時間内に必ず退出していただくよう、声掛けを行うこととした。

ウ 利用料金の算定根拠について、改めて従業員に周知徹底し、設置条例

に基づき適正な利用料金の算定を行うこととした。また、算定した利用料金について、複数の職員で確認を行うこととした。

所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項

[意見]

- (1) 指摘事項（出資団体に関する事項）(1)ウに関連するが、当該利用料金は、設置条例別表第3において「売上割額と使用許可を受けた面積1平方メートルにつき1週間当たり420円を乗じて得た額とを比較していずれか高い額」と規定されているが、一時使用許可に係る「売上割額」の定義が設置条例において確認できなかった。

また、別表第3備考3において、「販売等又は営利を目的とした行為を行う場合において、使用許可を受けた期間が1週間に満たないとき、又は当該期間に1週間に満たない期間があるときは、当該1週間に満たない期間を1週間として計算する。」とあるが、別表第3の区分のうち、会議室の使用料は、1時間単位で計算することとなっており、当該備考3の規定は、会議室の使用には適当でないと思料する。

一時使用許可における利用料金の算出根拠が明確になるよう、設置条例の見直しを検討されたい。

（改善措置状況）

一時使用許可における利用料金の算出根拠を明確にするため、設置条例の一部改正（令和6年4月1日施行）の議案を3月議会に上程した。

改正の要旨は、一時使用許可に係る「売上割額」について規定し、期間についての項目及び文言を追加し、並びに所要の条文整備を行うものである。

以上